

子出六八節前三五
 加四〇四節前三七
 百三〇六節前廿四
 女節前四五
 一節前三五
 二節前三五
 三節前三五
 四節前三五
 五節前三五
 六節前三五
 七節前三五
 八節前三五
 九節前三五
 十節前三五
 十一節前三五
 十二節前三五
 十三節前三五
 十四節前三五
 十五節前三五
 十六節前三五
 十七節前三五
 十八節前三五
 十九節前三五
 二十節前三五
 二十一節前三五
 二十二節前三五
 二十三節前三五
 二十四節前三五
 二十五節前三五
 二十六節前三五
 二十七節前三五
 二十八節前三五
 二十九節前三五
 三十節前三五
 三十一節前三五
 三十二節前三五
 三十三節前三五
 三十四節前三五
 三十五節前三五
 三十六節前三五
 三十七節前三五
 三十八節前三五
 三十九節前三五
 四十節前三五
 四十一節前三五
 四十二節前三五
 四十三節前三五
 四十四節前三五
 四十五節前三五
 四十六節前三五
 四十七節前三五
 四十八節前三五
 四十九節前三五
 五十節前三五

ふ汝らまた祭司となりて汝らも求むるや 汝ら汝の黨類の皆これがたれち集りてエホバに敵するな
 りアロンを如何なる者として汝等これに對ひて喧くや かくてモイセエリアフの子ダタムとアベラムを
 呼に遣はしけるに彼等いひけるハ我儕の上り往じ汝ハ乳を蜜との流るる地より我らを導き出して曠野
 お我らを殺さんとするは小き事あらんや然るに汝また我儕の上り君たらんとす 且また汝我ちを乳
 と蜜との流るる地にも導きゆかまた田畝をも葡萄園をも我らに與へて有たしめ汝この人々の目を抉
 りとらんとするや我儕の上りゆるとは是れおほいお怒りエホバに申しけるハ汝かれらの禮
 物を顧みたまふ勿れ我らより驢馬一匹をも取らんとす汝等一人も害せしめて無し 却て
 モイセエラに言けるハ汝は汝の黨類みなアロンと偕に明日エホバの前に至れ 即ち汝らおのハ火盤を
 執てろの中に香を盛り各人の火盤をニホバの前に挿入いたれろの火盤ハ都合二百五十汝とアロンも各
 各の火盤を携へいたるべし 汝等すなをち各々火盤を執り火をろの中にいれて香をろの上に盛りま
 しかよびアロンもも集會の幕屋の門お立り コラ會衆をこどく 集會の幕屋の門お集めあき
 てかれら二人に敵せしめんとなせしエホバの榮光會衆に顯れ エホバモイセエラに告て言たま
 ひけるハ 汝等この會衆を離れよ我れを直ち滅さんとなせ 是れおほいてかれら二人俯伏て言ふ神よ
 切の血肉ある者の生命の神よの一人の者罪を犯したれば汝は汝の會衆にむかひて怒を發たまふや
 エホバモイセエラに告て言たまはく 汝會衆にむかひてコラとダタムとアベラムを去れと言
 へんモイセエラは起りてダタムとアベラムは所お往けるがイスマエル長老等これお從ひい
 たれり 而してモイセエラ會衆に告て言けるハ汝らこの惡き人々の天幕を離れて去れ神等の物お何にも

一節前八三
 二節前八三
 三節前八三
 四節前八三
 五節前八三
 六節前八三
 七節前八三
 八節前八三
 九節前八三
 十節前八三
 十一節前八三
 十二節前八三
 十三節前八三
 十四節前八三
 十五節前八三
 十六節前八三
 十七節前八三
 十八節前八三
 十九節前八三
 二十節前八三
 二十一節前八三
 二十二節前八三
 二十三節前八三
 二十四節前八三
 二十五節前八三
 二十六節前八三
 二十七節前八三
 二十八節前八三
 二十九節前八三
 三十節前八三
 三十一節前八三
 三十二節前八三
 三十三節前八三
 三十四節前八三
 三十五節前八三
 三十六節前八三
 三十七節前八三
 三十八節前八三
 三十九節前八三
 四十節前八三
 四十一節前八三
 四十二節前八三
 四十三節前八三
 四十四節前八三
 四十五節前八三
 四十六節前八三
 四十七節前八三
 四十八節前八三
 四十九節前八三
 五十節前八三
 五十一節前八三
 五十二節前八三
 五十三節前八三
 五十四節前八三
 五十五節前八三
 五十六節前八三
 五十七節前八三
 五十八節前八三
 五十九節前八三
 六十節前八三
 六十一節前八三
 六十二節前八三
 六十三節前八三
 六十四節前八三
 六十五節前八三
 六十六節前八三
 六十七節前八三
 六十八節前八三
 六十九節前八三
 七十節前八三
 七十一節前八三
 七十二節前八三
 七十三節前八三
 七十四節前八三
 七十五節前八三
 七十六節前八三
 七十七節前八三
 七十八節前八三
 七十九節前八三
 八十節前八三
 八十一節前八三
 八十二節前八三
 八十三節前八三
 八十四節前八三
 八十五節前八三
 八十六節前八三
 八十七節前八三
 八十八節前八三
 八十九節前八三
 九十節前八三
 九十一節前八三
 九十二節前八三
 九十三節前八三
 九十四節前八三
 九十五節前八三
 九十六節前八三
 九十七節前八三
 九十八節前八三
 九十九節前八三
 一百節前八三

百五十八人を焼つくせり 時おエホバモイセエラに告て言たまはく 汝祭司アロンの子エレアザルに告てろの
 燃る火の中より彼の火盤を取りださしめろの中の火を遠方に傾すてよろの火盤ハ聖かりたればなり 而
 してろの罪を犯して生命を喪へる者等の火盤ハ之を滴き展版とあして祭壇を包むに用ゑよ 彼等ニホバに
 前にろかへしに因て是は聖かりたればなり 却はイスマエルの子孫お微と爲べし 是れおいて祭司ニ
 ンザル彼の焼死されし者等が用ゑてろなへたる銅の火盤を取ひたしければ之を滴く打展し之をもて祭壇
 を包み 之をイスマエルの子孫の記念の物と爲り 是ハアロンの子孫たらざる外人の近りてエホバの前に

香を焚て足無らんため亦かゝる人ありてコラどのの黨類のごとくにさらん爲かりはみ亦エホバがモ
 一せをもて彼おのたまひし所に依るあり。その翌日エホバの子孫の會衆み亦モ一せとプロコにむか
 いて阪き汝等ハエホバの民を殺せりと言ひ、會衆集りてモ一せとプロコに敵する所集會の幕屋を毀み
 觀に雲わたりてこれを覆ひエホバの榮光顯れをる時にモ一せとプロコ集會の幕屋の前にいたりけるに
 エホバモ一せに言たまひけるハ、汝らの會衆をばなれて去れ我直ちてこれをばなれんばさんとす。是に
 いて被奪二人ハ俯伏ぬ。却てモ一せとプロコに言けるハ、汝火盤を執り壇の火を之にいれ香をその上に盛て速
 かにこれに會衆の中に持ゆき之がために贖罪を爲せ其ハエホバ憤怒を發したまひて疫病すでに始りたれ
 心ありと。プロコす亦ちモ一せの命せしごとくわ之を執て會衆の中に奔ゆきけるに疫病すでに民の中
 に始り居たれば香を焚て民のために贖罪を爲し、既に死者と尙生る者との間に立ければ疫痛止まれ
 り。コラの事によりて死たる者外この疫病に死たる者ハ一萬四千七百八ふりき。而してプロコハモ一
 せの許にかへり集會の幕屋に門にいたまじり疫病ハ斯やみぬ。
 一、エホバモ一せお告て言給て、汝エホバの子孫に語りて、汝ら各箇の父祖の家
 の名を各々の杖に書せ。レヒの杖に汝プロコの名を書せ其は、その父祖の家長たる者各箇杖
 一本を出すべし。而して集會の幕屋に申我が汝等亦會と處なる律法の櫃に前汝之を置べし。
 我が選める人の杖は芽さぬ。汝等ハエホバの子孫が汝等わむかひて、底くどこの怨言をわむ前小止む
 べし。モ一せかくエホバの子孫に語りければ、汝等おのく杖一本づつを之を本付せり。即ち收田

二、民百二、四百六〇、五
 三、民百、九、九
 四、民百、九、九
 五、民百、九、九
 六、民百、九、九
 七、民百、九、九
 八、民百、九、九
 九、民百、九、九
 十、民百、九、九
 十一、民百、九、九
 十二、民百、九、九
 十三、民百、九、九
 十四、民百、九、九
 十五、民百、九、九
 十六、民百、九、九
 十七、民百、九、九
 十八、民百、九、九
 十九、民百、九、九
 二十、民百、九、九

等かの、その父祖の家おまたがひて一本づつを出したれたるの杖あてて十二本プロコ杖の杖
 の中おわり、モ一せの杖を各律法の幕屋の中にエホバの前に置り、斯てその翌日モ一せ律法の幕屋
 にいりて、腕をおレヒの家のために出せるプロコ杖の杖をよき書をかき花咲て、巴旦杏果を結べり。モ一
 せの杖をどくくエホバの前よりエホバの子孫の所に取いたしければ、彼ら見ておのく、自分の
 杖を取り、時エホバまたモ一せに言たまへ、汝プロコ杖を律法の櫃の前お携へかへり其處にたくは
 へ置てこの背反者等のために徹とあらしめよ。斯して汝かれらの怨言を全く取のやされちして死さ
 り。しむべし。モ一せす亦ち、然しエホバの己に命じたまへる如くせり。エホバの子孫モ一せに語り
 て曰く、嗚呼我儂ハ死ん我儂ハ滅びん我儂ハ滅びん。凡そエホバの幕屋を徹して、も近く者ハみ亦死
 なり我儂ハみ亦死斷べき歟。
 一、却てエホバプロコお告て言たまへ、汝と汝の子等および汝の父祖の家、その者に聖所に關れる
 罪をその身に擔當べし。また汝と汝の子等ハ汝らその祭司の職について、獲てこの身に擔當べ
 し。汝また汝の兄弟たるレヒの支派の者すなと汝れ父祖れ支派の者等をも率て汝に合せしめ汝に事し
 るべし。但し汝と汝の子等の律法の幕屋に前に待るべきなり。彼らハ汝の職守と聖所の職守とを守るべし。
 只聖所の器具と壇とに近づぐべからず、恐くハ彼等も汝等も死るならん。彼等ハ汝に合して集會の幕屋
 の職守を守り幕屋の諸の役事をなすべし。亦ち外人ハ汝らお近づくと可らず。斯なんぢらハ聖所の職守と祭
 壇の職守を守るべし。然せばエホバの靈怒がさねてエホバの子孫に及ぶと有し。禱よ我あんぢら
 の兄弟たるレヒ人をエホバの子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕

一、民百、九、九
 二、民百、九、九
 三、民百、九、九
 四、民百、九、九
 五、民百、九、九
 六、民百、九、九
 七、民百、九、九
 八、民百、九、九
 九、民百、九、九
 十、民百、九、九
 十一、民百、九、九
 十二、民百、九、九
 十三、民百、九、九
 十四、民百、九、九
 十五、民百、九、九
 十六、民百、九、九
 十七、民百、九、九
 十八、民百、九、九
 十九、民百、九、九
 二十、民百、九、九

兄弟たるレヒ人をエホバの子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕
 壇の職守を守るべし。然せばエホバの靈怒がさねてエホバの子孫に及ぶと有し。禱よ我あんぢら
 の職守を守り幕屋の諸の役事をなすべし。亦ち外人ハ汝らお近づくと可らず。斯なんぢらハ聖所の職守と祭
 壇の職守を守るべし。然せばエホバの靈怒がさねてエホバの子孫に及ぶと有し。禱よ我あんぢら
 の兄弟たるレヒ人をエホバの子孫の中より取りエホバのために之を賜物として汝らに賜ふて集會の幕

一、民百、九、九
 二、民百、九、九
 三、民百、九、九
 四、民百、九、九
 五、民百、九、九
 六、民百、九、九
 七、民百、九、九
 八、民百、九、九
 九、民百、九、九
 十、民百、九、九
 十一、民百、九、九
 十二、民百、九、九
 十三、民百、九、九
 十四、民百、九、九
 十五、民百、九、九
 十六、民百、九、九
 十七、民百、九、九
 十八、民百、九、九
 十九、民百、九、九
 二十、民百、九、九

負て之有は汝らのイスラエルの子孫に別て贖る物を汚すべからず恐るハ汝ら死ん
 ぬハバモ一セとプロンお告げ言たまはしニハバ命するところの律の例はおとし云
 へば汝ら之を祭司エリザルにお祭すべし彼らまたこれを燔け外お祭ひて自己の眼にこれを祭らし
 むべし而して祭司エリザルこれが血を其指につけ集會の幕屋の表にひてその血を七次滌ぎや
 がてその批牛を自己の眼の前お焼去むべしその肉の皮その血およびその糞をみな擲べしその時祭司
 が木の牛膝草と紅の線をとりて之をその燔る批牛の中に投るべしかくて祭司の衣服を洗ひ水お
 洗ひ水その身を滌ぎべし彼も晩まで汚るゝあり斯て身の潔き一人の批牛の灰をかき飲めてこれ
 を燐の外の清浄處お置べし是イスラエルの子孫の會衆のために備へおきて汚穢を濯る水を作るべし
 者おして罪を濯むる物お當るかりその批牛の灰をかき飲めたる者その衣服を洗ふべしその身お晩ま
 で汚るゝなりイスラエルの子孫とるれ中に寄寓る他國の人と永くこれを例とすべきなり人の死屍に
 押さる者七日の間汚る三日と第七日おこの灰水を用いて身を潔くべし然んせしんば深くならん然と若し第三
 日と第七日お身を潔くべし汚穢を濯むる水をその身に懸ざるより潔くお
 らざる汚穢なば身に有るなり天幕お人の死ることおそれる時お應え用うる律は是亦かり即ち凡てその天幕お
 入る者凡てその天幕おある物ハ七日の間汚るべし凡そ蓋を取はなしし所の器皿みな汚る
 べし汚れたる者ある時其の罪を濯むる者たる燔る批牛の灰をとりて黒か入れ濯水に之に加ふべし
 而して身の潔き一人八年膝草を執てその水にひたして之をその天幕と諸の器皿および其處に居おさせた
 る人々に懸べくまた其骨あるひり殺されし者あるひり死たる者あるひり墓本だお掘る者に週べし
 即ち身の潔き人第三日と第七日その汚れたる者に之を懸べし而して第七日に入る人みづから身
 を潔くすることを爲しその衣服をわらひ水に身を滌ぐべし然んせしんば晩およびて潔くあるべし然て汚れて
 身に懸ることを爲し其の罪を濯むるべし汚穢を濯むる水に
 身に懸るにせざるによりてその人お潔くおらざるあり彼等また永くこれを例とすべし即ち汚穢を濯むる水
 を人に濯げたる者その衣服を洗ふべしまた汚穢を濯むる水に濯げる者も晩まで汚るべし凡て汚れたる
 人の濯れる者汚るべしまた濯る人も晩まで汚るべし
 第二十三節 斯てイスラエルの子孫の全會衆正月およびてその曠野おいたれり而して民おあか
 ツお止りけるがイスラエルの其處お死たれバ之を其處に葬りぬ當時會衆水を待ざるによりて相集り
 てモ一セとプロンに迫れりすなとち民モ一セと爭ひ言けるハ我らに我らの兄弟等がエホバの前に死たる
 時お我儕も死たらしむるべし故等何ぞエホバの會衆をこの曠野に導き上りて我儕おそれらるの家
 畜を此に死しめんとするや故らなん我らエホバより上りしめてこの曠野に導きしりしや此に
 は種名擲べし處なく無花果もなく葡萄もなく石榴もなく飲むべき水も無し是においてモ一セとプロ
 ンハ會衆の前を去り集會の幕屋の門にいたりて俯伏けるにエホバの榮光おそれらお驅れエホバモ一セに

三十一 利未記九章九節
 三十二 利未記九章九節
 三十三 利未記九章九節
 三十四 利未記九章九節
 三十五 利未記九章九節
 三十六 利未記九章九節
 三十七 利未記九章九節
 三十八 利未記九章九節
 三十九 利未記九章九節
 四十 利未記九章九節
 四十一 利未記九章九節
 四十二 利未記九章九節
 四十三 利未記九章九節
 四十四 利未記九章九節
 四十五 利未記九章九節
 四十六 利未記九章九節
 四十七 利未記九章九節
 四十八 利未記九章九節
 四十九 利未記九章九節
 五十 利未記九章九節

第二十節 民数紀卷第十九章
 第二十一節 民数紀卷第十九章
 第二十二節 民数紀卷第十九章
 第二十三節 民数紀卷第十九章
 第二十四節 民数紀卷第十九章
 第二十五節 民数紀卷第十九章
 第二十六節 民数紀卷第十九章
 第二十七節 民数紀卷第十九章
 第二十八節 民数紀卷第十九章
 第二十九節 民数紀卷第十九章
 第三十節 民数紀卷第十九章
 第三十一節 民数紀卷第十九章
 第三十二節 民数紀卷第十九章
 第三十三節 民数紀卷第十九章
 第三十四節 民数紀卷第十九章
 第三十五節 民数紀卷第十九章
 第三十六節 民数紀卷第十九章
 第三十七節 民数紀卷第十九章
 第三十八節 民数紀卷第十九章
 第三十九節 民数紀卷第十九章
 第四十節 民数紀卷第十九章
 第四十一節 民数紀卷第十九章
 第四十二節 民数紀卷第十九章
 第四十三節 民数紀卷第十九章
 第四十四節 民数紀卷第十九章
 第四十五節 民数紀卷第十九章
 第四十六節 民数紀卷第十九章
 第四十七節 民数紀卷第十九章
 第四十八節 民数紀卷第十九章
 第四十九節 民数紀卷第十九章
 第五十節 民数紀卷第十九章

大甲二〇七五
 大甲二〇七六
 大甲二〇七七
 大甲二〇七八
 大甲二〇七九
 大甲二〇八〇
 大甲二〇八一
 大甲二〇八二
 大甲二〇八三
 大甲二〇八四
 大甲二〇八五
 大甲二〇八六
 大甲二〇八七
 大甲二〇八八
 大甲二〇八九
 大甲二〇九〇
 大甲二〇九一
 大甲二〇九二
 大甲二〇九三
 大甲二〇九四
 大甲二〇九五
 大甲二〇九六
 大甲二〇九七
 大甲二〇九八
 大甲二〇九九
 大甲二一〇〇

告て言たまへ、汝の杖を執り、汝の兄弟、プロンどもに、會衆を集め、その眼の前て、汝らに命ぜよ。水を出さば、汝が杖より水を出して、會衆とその歡喜に飲まむべし。モ一セす、汝は、その命せらるるに水多く湧出たれば、會衆も亦、飲り、時、ホ一セと、プロンに言たまひける。汝等、るに、水多し。我を信ぜずして、イスラエルの子孫の目の前に、我の聖を擧げ、しにより、この會衆を、わが之と與へし地に導き、いふことを得じ。是を、マリバ(争論)の水とよべり。イスラエルの子孫、是がため、ホ一セにむかひて争ひたり。ホ一セは、その聖を擧げ、言たり。○我、ホ一セ、ガテより、使者を、エトムの王に遣して、言ける。汝の兄弟、イスラエル、かく言ふ。汝らが、遣して、諸の難を、知る。も、我らの先祖等、エシプロトに下り、ゆきて、我ら、年、ひさしく、エシプロト、に住せり。ホ一セ、人、われら、我らの先祖等を、なやました。我ら、我ら、ホ一セ、を、離して、けるに、エホバ、われらの聲を、聽た、まひ、一箇の天の使を、遣して、我らに、エシプロトより、導き、いだし、た。まへり。我、汝の邊境の邊境、にある、カタツの邑、を、居る、あり。願、く、我ら、を、去て、汝、汝、國を、通過、せ、め、我、我、儀、之、田、畝、をも、葡萄園、をも、通過、せ、ま、た、井、水、をも、飲、じ、我ら、の、路、を、通過、り。汝の境を、いづる、まで、右に、も、ま、が、ら、じ。エトム、モ一セに、言、ける。汝、我、の、中、を、通過、べ、から、ず、恐、る、い。我、い、で、く、劍、をも、て、汝、わ、む、か、と、九。イスラエルの子孫、エトム、あ、言、ふ。我、ら、の、大、道、を、通過、ん、若、わ、れ、ら、と、我、ら、の、歡、喜、な、ん、の、水、を、飲、め、ど、わ、ら、な、ら、な、ら、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し。然、る、に、エトム、の、汝、の、通過、べ、から、ず、と、い、ひ、て、甚、多、の、群、衆、を、率、ゐ、て、出、で、大、なる、力、を、も、て、之、に、む、か、へ、り。エトム

大甲二〇九五
 大甲二〇九六
 大甲二〇九七
 大甲二〇九八
 大甲二〇九九
 大甲二一〇〇
 大甲二一〇一
 大甲二一〇二
 大甲二一〇三
 大甲二一〇四
 大甲二一〇五
 大甲二一〇六
 大甲二一〇七
 大甲二一〇八
 大甲二一〇九
 大甲二一〇〇
 大甲二一〇一
 大甲二一〇二
 大甲二一〇三
 大甲二一〇四
 大甲二一〇五
 大甲二一〇六
 大甲二一〇七
 大甲二一〇八
 大甲二一〇九
 大甲二一〇〇

告て言たまへ、汝の杖を執り、汝の兄弟、プロンどもに、會衆を集め、その眼の前て、汝らに命ぜよ。水を出さば、汝が杖より水を出して、會衆とその歡喜に飲まむべし。モ一セす、汝は、その命せらるるに水多く湧出たれば、會衆も亦、飲り、時、ホ一セと、プロンに言たまひける。汝等、るに、水多し。我を信ぜずして、イスラエルの子孫の目の前に、我の聖を擧げ、しにより、この會衆を、わが之と與へし地に導き、いふことを得じ。是を、マリバ(争論)の水とよべり。イスラエルの子孫、是がため、ホ一セにむかひて争ひたり。ホ一セは、その聖を擧げ、言たり。○我、ホ一セ、ガテより、使者を、エトムの王に遣して、言ける。汝の兄弟、イスラエル、かく言ふ。汝らが、遣して、諸の難を、知る。も、我らの先祖等、エシプロトに下り、ゆきて、我ら、年、ひさしく、エシプロト、に住せり。ホ一セ、人、われら、我らの先祖等を、なやました。我ら、我ら、ホ一セ、を、離して、けるに、エホバ、われらの聲を、聽た、まひ、一箇の天の使を、遣して、我らに、エシプロトより、導き、いだし、た。まへり。我、汝の邊境の邊境、にある、カタツの邑、を、居る、あり。願、く、我ら、を、去て、汝、汝、國を、通過、せ、め、我、我、儀、之、田、畝、をも、葡萄園、をも、通過、せ、ま、た、井、水、をも、飲、じ、我ら、の、路、を、通過、り。汝の境を、いづる、まで、右に、も、ま、が、ら、じ。エトム、モ一セに、言、ける。汝、我、の、中、を、通過、べ、から、ず、恐、る、い。我、い、で、く、劍、をも、て、汝、わ、む、か、と、九。イスラエルの子孫、エトム、あ、言、ふ。我、ら、の、大、道、を、通過、ん、若、わ、れ、ら、と、我、ら、の、歡、喜、な、ん、の、水、を、飲、め、ど、わ、ら、な、ら、な、ら、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し。然、る、に、エトム、の、汝、の、通過、べ、から、ず、と、い、ひ、て、甚、多、の、群、衆、を、率、ゐ、て、出、で、大、なる、力、を、も、て、之、に、む、か、へ、り。エトム

大甲二〇九五
 大甲二〇九六
 大甲二〇九七
 大甲二〇九八
 大甲二〇九九
 大甲二一〇〇
 大甲二一〇一
 大甲二一〇二
 大甲二一〇三
 大甲二一〇四
 大甲二一〇五
 大甲二一〇六
 大甲二一〇七
 大甲二一〇八
 大甲二一〇九
 大甲二一〇〇
 大甲二一〇一
 大甲二一〇二
 大甲二一〇三
 大甲二一〇四
 大甲二一〇五
 大甲二一〇六
 大甲二一〇七
 大甲二一〇八
 大甲二一〇九
 大甲二一〇〇

告て言たまへ、汝の杖を執り、汝の兄弟、プロンどもに、會衆を集め、その眼の前て、汝らに命ぜよ。水を出さば、汝が杖より水を出して、會衆とその歡喜に飲まむべし。モ一セす、汝は、その命せらるるに水多く湧出たれば、會衆も亦、飲り、時、ホ一セと、プロンに言たまひける。汝等、るに、水多し。我を信ぜずして、イスラエルの子孫の目の前に、我の聖を擧げ、しにより、この會衆を、わが之と與へし地に導き、いふことを得じ。是を、マリバ(争論)の水とよべり。イスラエルの子孫、是がため、ホ一セにむかひて争ひたり。ホ一セは、その聖を擧げ、言たり。○我、ホ一セ、ガテより、使者を、エトムの王に遣して、言ける。汝の兄弟、イスラエル、かく言ふ。汝らが、遣して、諸の難を、知る。も、我らの先祖等、エシプロトに下り、ゆきて、我ら、年、ひさしく、エシプロト、に住せり。ホ一セ、人、われら、我らの先祖等を、なやました。我ら、我ら、ホ一セ、を、離して、けるに、エホバ、われらの聲を、聽た、まひ、一箇の天の使を、遣して、我らに、エシプロトより、導き、いだし、た。まへり。我、汝の邊境の邊境、にある、カタツの邑、を、居る、あり。願、く、我ら、を、去て、汝、汝、國を、通過、せ、め、我、我、儀、之、田、畝、をも、葡萄園、をも、通過、せ、ま、た、井、水、をも、飲、じ、我ら、の、路、を、通過、り。汝の境を、いづる、まで、右に、も、ま、が、ら、じ。エトム、モ一セに、言、ける。汝、我、の、中、を、通過、べ、から、ず、恐、る、い。我、い、で、く、劍、をも、て、汝、わ、む、か、と、九。イスラエルの子孫、エトム、あ、言、ふ。我、ら、の、大、道、を、通過、ん、若、わ、れ、ら、と、我、ら、の、歡、喜、な、ん、の、水、を、飲、め、ど、わ、ら、な、ら、な、ら、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し、我、の、儀、を、償、へ、し。然、る、に、エトム、の、汝、の、通過、べ、から、ず、と、い、ひ、て、甚、多、の、群、衆、を、率、ゐ、て、出、で、大、なる、力、を、も、て、之、に、む、か、へ、り。エトム